

岡山県水道水質管理計画

第1 基本方針

1 目的

本県の水道は、年々着実な発展を遂げ、令和元年度末現在の普及率は、99.1%に達し、県民の大部分が水道による水の供給を受けることができるようになり、社会的、経済的な活動を支える基盤施設として、極めて重要な役割を担っている。

本計画は、水道水質に関する基準の見直しに伴う項目の増加・多様化、検査技術の高度化に対応して、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が適正かつ計画的に水質検査を実施するとともに、体系的・組織的に県内の水質を監視し、今後の水道水質管理の推進を図ることを目的とする。

2 目標年度

本計画の目標年次は、令和18年度とするが、計画内容に係る諸条件に変化があった場合等、必要に応じ適宜見直すものとする。

3 水質検査に関する事項

県内の水道事業者等の水質検査が円滑に実施できる検査体制の計画的整備を図ることとする。

4 水質監視に関する事項

水質監視は、組織的、体系的に実施することとし、安全・安心な水道水源の確保を図ることとする。

第2 水質検査に関する事項

大規模な水道事業者等は、水質検査を行うために必要な自己検査体制の整備を行うものとする。また、小規模な水道事業者等で単独で検査施設を設置することが困難である等の事情があるものについては、数事業者等が共同して検査施設を設置する等広域化による検査体制を講ずるものとする。ただし、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）に委託する場合はこの限りではない。

なお、水質検査を委託する水道事業者等にあたっては、水質管理への対応が不十分とならないよう、突発水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制を整備することとする。（表－1）

第3 水質監視に関する事項

1 水質監視地点

水質監視は、広域的な監視が図られるよう、地域の状況を勘案し、体系的・組織的に実施するものとする。（表－2）（図）

（1）表流水

水道事業者等が取水している水系毎の主要な水源

（2）地下水

水道事業者等が取水している水源のうち、地域単位ごとに水質監視が必要と認められる水源

2 実施主体

水質監視は、水質監視地点から取水する水道事業者等が実施することを原則とする。

3 検査項目

水質監視は、原則として原水（一部項目は当該監視地点に係る給水栓）を対象とし、水質管理目標設定項目（表－3）について実施するものとする。

また、原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる項目（表－3その他の項目）については、各水道事業者等が必要に応じて、その項目を選定し、適時実施するものとする。

4 検査頻度及び実施時期

水質監視は、水源の原水の水質が最も悪化している時期を選んで、年1回以上実施するものとする。ただし、農薬類については、使用時期を考慮して実施するものとする。

第4 その他の事項

1 連絡調整体制に関する事項

計画の円滑な実施のため、県生活衛生課・県保健所・水道事業者等及び登録検査機関並びに関係行政機関等と連携し、調整を図っていくものとする。

2 検査技術者の技術向上に関する事項

自己検査を実施する水道事業者等は、厚生労働省や関係団体が開催する水質検査に係る各種講習会等を積極的に活用し、水質検査担当者の技術向上に努めるものとする。

また、県は、当該水道事業者等が新規水質検査項目などに対応するため、必要に応じ、水質検査担当者に対する講習会等を実施する。

3 精度管理に関する事項

自己検査を実施する水道事業者等は、G L P（優良試験所基準）の考え方を導入した信頼性確保体制の整備に努めるものとする。

また、第三者（国が実施するものを含む。）が実施する外部精度管理に積極的に参加するよう努めるものとする。

なお、県は、必要に応じて、県内水道水質検査を行う機関の検査担当者による情報交換等検討会を行うものとする。

4 水質検査結果に関する事項

水道事業者等は、水道水質基準項目の検査結果を、水道の利用者にホームページ等で公表するとともに、県から検査状況について報告の求めがあった場合は応じるものとする。

また、検査結果が基準値及び目標値等を超過して検出され、異常があると判断される場合は、速やかに県生活衛生課等関係機関に連絡するとともに原因究明を行うものとする。

表-1

水質検査体制

番号	名称	検査の委託の状況	今後の方針	備考
1	岡山市	なし	現状に同じ	
2	倉敷市	なし	〃	
3	津山市	毎日検査項目を除く項目（広域水道（企）との共同検査）	市の判断による	
4	玉野市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
5	笠岡市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
6	井原市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
7	総社市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
8	高梁市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
9	新見市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
10	備前市	毎日検査項目を除く項目（広域水道（企）との共同検査）	〃	
11	瀬戸内市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）及び広域水道（企）との共同検査	〃	
12	赤磐市	毎日検査項目を除く項目（広域水道（企）との共同検査）	〃	
13	真庭市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
14	美作市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
15	浅口市	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
16	和气町	毎日検査項目を除く項目（広域水道（企）との共同検査）	〃	
17	早島町	毎日検査項目を除く項目（倉敷市との共同検査）	〃	
18	里庄町	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
19	矢掛町	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
20	新庄村	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	村の判断による	
21	鏡野町	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）及び広域水道（企）との共同検査	町の判断による	
22	勝央町	毎日検査項目を除く項目（広域水道（企）との共同検査）	〃	
23	奈義町	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
24	西粟倉村	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	村の判断による	
25	久米南町	毎日検査項目を除く項目（広域水道（企）との共同検査）	町の判断による	
26	美咲町	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）及び岡山市・広域水道（企）との共同検査	〃	
27	吉備中央町	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
28	岡山県南部水道企業団	毎日検査項目を除く一部項目を倉敷市との共同検査	企業団の判断による	
29	備南水道企業団	毎日検査項目を除く項目（倉敷市との共同検査）	〃	
30	岡山県西南水道企業団	毎日検査項目を除く項目（登録検査機関）	〃	
31	岡山県広域水道企業団	なし	現状に同じ	

※広域水道（企）：岡山県広域水道企業団

表-2

水質監視地点

番号	水道水源名	水道水源	測定主体名	頻度	水質監視実施項目
1	新見市馬塚浄水場配水区	表流水(高梁川)	新見市	年1回以上	別紙表-3
2	広域水道(企)総社	地下水	広域水道(企)	年1回以上	別紙表-3
3	倉敷市上水道片島水源	表流水(高梁川)	倉敷市	年1回以上	別紙表-3
4	真庭市上水道草加部	表流水(旭川)	真庭市	年1回以上	別紙表-3
5	美咲町旭井和・旭西川浄水場水源	ダム、湖沼水(旭川)	美咲町	年1回以上	別紙表-3
6	岡山市上水道三野	表流水(旭川)	岡山市	年1回以上	別紙表-3
7	美作市上水道	表流水(梶並川)	美作市	年1回以上	別紙表-3
8	広域水道(企)津山	表流水(吉井川)	津山市・広域水道(企)	年1回以上	別紙表-3
9	広域水道(企)岡山	表流水(吉井川)	広域水道(企)	年1回以上	別紙表-3
10	岡山市上水道旭東	地下水	岡山市	年1回以上	別紙表-3
11	倉敷市上水道船穂水源	地下水	倉敷市	年1回以上	別紙表-3
12	玉野市上水道田井	地下水	玉野市	年1回以上	別紙表-3
13	井原市上水道東部	地下水	井原市	年1回以上	別紙表-3
14	総社市上水道東部第8	地下水	総社市	年1回以上	別紙表-3
15	和田・神崎・陰地配水区	地下水	高梁市	年1回以上	別紙表-3
16	新見市草間台配水区	地下水	新見市	年1回以上	別紙表-3
17	岡山市上水道矢原	地下水	岡山市	年1回以上	別紙表-3
18	吉備中央町御北簡水	地下水	吉備中央町	年1回以上	別紙表-3
19	吉備中央町円城	表流水	吉備中央町	年1回以上	別紙表-3
20	吉備中央町竹谷	表流水	吉備中央町	年1回以上	別紙表-3
21	岡山市上水道大内	地下水	岡山市	年1回以上	別紙表-3
22	赤磐市上水道第7	地下水	赤磐市	年1回以上	別紙表-3
23	赤磐市上水道吉原	地下水	赤磐市	年1回以上	別紙表-3
24	赤磐市上水道周匝	地下水	赤磐市	年1回以上	別紙表-3
25	備前市上水道吉永	地下水	備前市	年1回以上	別紙表-3
26	和気町佐伯簡水	地下水	和気町	年1回以上	別紙表-3
27	和気町南部簡水	地下水	和気町	年1回以上	別紙表-3
28	瀬戸内市上水道	地下水	瀬戸内市	年1回以上	別紙表-3
29	総社市上水道清音	地下水	総社市	年1回以上	別紙表-3
30	矢掛町上水道東川面	地下水	矢掛町	年1回以上	別紙表-3
31	井原市中央簡水	地下水	井原市	年1回以上	別紙表-3
32	倉敷市上水道真備水源	地下水	倉敷市	年1回以上	別紙表-3
33	有漢町配水区	地下水	高梁市	年1回以上	別紙表-3
34	真庭市水田簡水	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
35	中配水区	地下水	高梁市	年1回以上	別紙表-3
36	川合配水区	地下水	高梁市	年1回以上	別紙表-3
37	黒鳥配水区	地下水	高梁市	年1回以上	別紙表-3
38	新見市大佐中央配水区	地下水	新見市	年1回以上	別紙表-3
39	新見市神郷神代配水区第2	地下水	新見市	年1回以上	別紙表-3
40	新見市哲多配水区	地下水	新見市	年1回以上	別紙表-3
41	新見市哲西配水区	地下水	新見市	年1回以上	別紙表-3
42	真庭市上水道城内	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
43	真庭市立誠簡水	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
44	真庭市湯原簡水目地	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
45	真庭市上水道第4	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
46	真庭市美甘簡水第1	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
47	新庄村新庄簡水	地下水	新庄村	年1回以上	別紙表-3
48	真庭市川上村簡水	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
49	真庭市道目木花園簡水	地下水	真庭市	年1回以上	別紙表-3
50	津山市落合水源地	地下水	津山市	年1回以上	別紙表-3
51	鏡野町富中央水源	地下水	鏡野町	年1回以上	別紙表-3
52	鏡野町下斎原水源	地下水	鏡野町	年1回以上	別紙表-3
53	津山市阿波第1・第2水源	地下水	津山市	年1回以上	別紙表-3
54	鏡野町井坂浄水場水源	表流水	鏡野町	年1回以上	別紙表-3
55	鏡野町原水水源	表流水	鏡野町	年1回以上	別紙表-3
56	美作市勝田簡水	表流水	美作市	年1回以上	別紙表-3
57	美作市大原街簡水	地下水	美作市	年1回以上	別紙表-3
58	美作市東栗倉簡水	地下水	美作市	年1回以上	別紙表-3
59	西栗倉村中央簡水	地下水	西栗倉村	年1回以上	別紙表-3
60	美作市上水道東	地下水	美作市	年1回以上	別紙表-3
61	美作市上水道英田	地下水	美作市	年1回以上	別紙表-3
62	美咲町中央浄水場水源	地下水	美咲町	年1回以上	別紙表-3
63	美咲町中央北部浄水場水源	地下水	美咲町	年1回以上	別紙表-3
64	美咲町旭江与味浄水場水源	地下水	美咲町	年1回以上	別紙表-3

表-2

水質監視地点

番号	水道水源名	水道水源	測定主体名	頻度	水質監視実施項目
65	久米南町簡水(下弓削2水源)	地下水	久米南町	年1回以上	別紙表-3
66	美咲町柵原中央浄水場水源	地下水	美咲町	年1回以上	別紙表-3
67	美咲町柵原飯岡浄水場水源	地下水	美咲町	年1回以上	別紙表-3
68	備南水道企業団	地下水	備南水道企業団	年1回以上	別紙表-3
69	岡山県南部水道企業団第3管路	地下水	岡山県南部水道企業団	年1回以上	別紙表-3
70	備前市上水道坂根3・4号井	地下水	備前市	年1回以上	別紙表-3
71	津山市上水道草加部浄水場	表流水	津山市・広域水道(企)	年1回以上	別紙表-3

岡山県水道水質管理計画監視地点

● 表流水質監視地点

△ 地下水質監視地点

■ 利水ダム



表一三 水質監視項目(水質管理設定項目等)

表 流 水

	原 水		浄 水	その他の項目(原水)
1	アンチモン及びその化合物	1	ジクロロアセトニトリル	アンモニア態窒素
2	ウラン及びその化合物	2	抱水クロラール	BOD
3	ニッケル及びその化合物	3	残留塩素※	COD
4	1, 2ジクロロエタン	4	遊離炭酸	全窒素
5	トルエン	5	マンガン及びその化合物※	総りん
6	農薬類	6	アルミニウム及びその化合物	紫外線(UV)吸光度
7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	7	有機物等(KMnO4消費量)	トリハロメタン(THM)生成能
8	カルシウム、マグネシウム等(硬度)※	8	臭気強度(TON)	浮遊物質質量(SS)
9	マンガン及びその化合物※	9	pH値※	生物
10	1,1-ジクロロエチレン	10	腐食性(ランゲリア指数)	
11	1,1,1-トリクロロエタン	11	蒸発残留物※	
12	メチル-tert-ブチルエーテル	12	濁度※	
13	PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)	13	従属栄養細菌	
14	有機物等(KMnO4消費量)			
15	濁度※			
16	pH値※			

地 下 水

	原 水		浄 水	その他の項目(原水)
1	アンチモン及びその化合物	1	ジクロロアセトニトリル	アンモニア態窒素
2	ウラン及びその化合物	2	抱水クロラール	
3	ニッケル及びその化合物	3	残留塩素※	
4	1, 2ジクロロエタン	4	遊離炭酸	
5	トルエン	5	マンガン及びその化合物※	
6	農薬類	6	アルミニウム及びその化合物	
7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	7	有機物等(KMnO4消費量)	
8	カルシウム、マグネシウム等(硬度)※	8	臭気強度(TON)	
9	マンガン及びその化合物※	9	pH値※	
10	1,1-ジクロロエチレン	10	腐食性(ランゲリア指数)	
11	1,1,1-トリクロロエタン	11	蒸発残留物※	
12	メチル-tert-ブチルエーテル	12	濁度※	
13	PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)	13	従属栄養細菌	
14	有機物等(KMnO4消費量)			
15	濁度※			
16	pH値※			

※印の項目は、基準項目と同じであり、同年度内に測定した場合は省略可。
その他の項目については、ここにあげた以外の項目を含め、各事業体の判断で測定する。

参考様式

連絡票（FAX送信可）

岡山県 保健所衛生課長 殿

水質検査の結果、水質基準を超過する項目等があったので、
水質基準超過項目等の改善結果を

連絡します。

事業者名等		担当者名及び連絡先	
水質基準超過等の内容	報告年月日	年 月 日	
	検査種別 <small>（該当する番号に○印を付すこと）</small>	1 毎月検査項目検査（9項目） 2 基準項目検査（51項目） 3 臨時検査	
	採水年月日	年 月 日	
	浄水名又は専用水道名等		
	水源名		
	不適項目及び結果	項目	結果
改善状況等	報告年月日	年 月 日	
	原因（推定）		
	講じた対策等		
備考欄			

注）欄内に記載できない場合は、別紙に記載のうえ添付してください。